

③納税の猶予と減免

◆徴収の猶予

次の理由等で市税等を一時に納められないと認められる場合に、納税者からの申請に基づいて原則として1年以内の期間に限り、徴収を猶予される制度です。

- ・納税者または特別徴収義務者の財産が、震災、風水害、火災その他の災害を受け、又は盗難にあった場合
- ・納税者若しくは特別徴収義務者又はこれらの者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷した場合
- ・納税者又は特別徴収義務者がその事業を廃止し、又は休止した場合など

◆換価の猶予

納税について誠実な意思を有し、かつ、市税等を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあるなど一定の要件に該当すると認められる場合に、申請に基づいて原則として1年以内の期間に限り、滞納処分による財産の換価を猶予される制度です。

◆市税等の減免

納税者が、不幸にして災害にあたり、生活保護を受けるなどの特別な事情により市税等を納めることが困難な場合は、申請に基づき納期未到来の分について市税等の全額又は一部が減免される制度です。

税 目	主 要 件	問い合わせ先
市 民 税	・生活保護法の規定による保護を受ける者 ・当該年において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者またはこれに準ずると認められる者 ・学生及び生徒 ・民法第34条の公益法人(地縁による団体等を含む)、及び特別非営利活動促進法第2条第2項に規定する法人で収益事業を行わないもの ・天災その他特別な事情がある者	財政部市民税課 市民税 第一、二、三係
固 定 資 産 税	・貧困により生活のため公私の扶助を受ける者の所有する固定資産 ・公益のため直接専用する固定資産(有料で使用するものを除く) ・天災その他特別な事情がある者	財政部資産税課 土 地 係 家 屋 係 償却資産係
軽 自 動 車 税 (種別割)	・身体障がい者等が使用する軽自動車	財政部市民税課 市民税第三係
国民健康保険税	・災害により、生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者 ・その他特別の理由があると市長が認める者	市民協働部 国保年金課 国保税係

※問い合わせ先の電話番号については、58ページを参照してください。

④自主納税と滞納処分

◆自主納税

市税等は、納税の原則により、決められた期日(納期限)までに自ら納めなければなりません。これを自主納税と言います。いわき市は、様々な広報活動を通じて自主納税の推進を行っています。

◆市税の滞納

納期限を過ぎて市税等に未納がある方には、督促状や催告書が送られます。この場合、本来納める税額のほかに督促手数料や延滞金も、あわせて納める必要があります。

- ・督促手数料：100円（納期限後、督促状発送後にかかります）
- ・延滞金の計算

納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その納めるべき税額に次の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金がかかります。

＜納期限の翌日から1月を経過する日までの期間＞

年7.3%の利率（ただし、平成12年1月1日からの期間については、次の利率）

平成12年1月1日から平成13年12月31日まで……年4.5%
平成14年1月1日から平成18年12月31日まで……年4.1%
平成19年1月1日から平成19年12月31日まで……年4.4%
平成20年1月1日から平成20年12月31日まで……年4.7%
平成21年1月1日から平成21年12月31日まで……年4.5%
平成22年1月1日から平成25年12月31日まで……年4.3%
平成26年1月1日から平成26年12月31日まで……年2.9%
平成27年1月1日から平成28年12月31日まで……年2.8%
平成29年1月1日から平成29年12月31日まで……年2.7%
平成30年1月1日から平成30年12月31日まで……年2.6%
平成31年1月1日から令和2年12月31日まで……年2.6%

＜納期限の翌日から1月を経過する日後の期間＞

年14.6%の利率（ただし、平成26年1月1日から平成26年12月31日までの期間は年9.2%、平成27年1月1日から平成28年12月31日までの期間は9.1%、平成29年1月1日から平成29年12月31日までの利率は年9.0%、平成30年1月1日から令和2年12月31日の利率は年8.9%）

◆滞納処分

市税等を滞納したまましていると、納期限までに税金を納められた方との公平性が保たれないので、滞納がある方の財産（不動産、自動車、動産や電話加入権、給与・預貯金・生命保険・売掛金などの債権）を差押えることになります。

また、差押えをしても滞納が続く場合は、市税を確保するために、差押財産を公売し（差押財産が債権の場合は、債権の取り立て）未納の税金に充てます。

◆納期内納付について

市税等の滞納は、納税者にとって不利益になるだけでなく、いわき市も滞納を整理するために、多額の費用を必要とします。この費用（滞納処分費）は、納税者の税金から支出されるため、納期内納付を心がけましょう。

⑤不服申し立て

市税等の賦課決定、滞納処分などについて不服のある場合は、市長に対し審査請求をすることができます。処分に対する内容は次のとおりです。

処 分	申 立 期 間 又 は 期 限
市税等の賦課決定	納税通知書を受け取った翌日から起算して3箇月以内
督促	督促状を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内、又は、差押えに係る決定の通知書を受け取った日（差押のあったことを知った日）の翌日から起算して3箇月を経過した日のいずれか早い日
不動産・動産・債権等の差押え	差押えのあったことを知った日（差押調書もしくは差押通知書を受け取った日）の翌日から起算して3箇月以内、又は公売期日等のいずれか早い日

納税組合に入っているのに納付書が届いたのですが？

Q

私は、数年前から納税組合に加入して固定資産税・都市計画税を納めています。市県民税は、会社で給料から天引きして納めていましたが、昨年会社を退職したので、令和2年度からは自分で納めることになりました。納税組合に加入しているのですから、市県民税も納税組合で納めるものと思っていたのですが、6月に直接自宅へ納付書が届きました。どうしてなのでしょう。

A

現在、納税組合への加入は、**税目を指定して**手続きすることになっています。そのため、ある税目が加入されていたとしても、新たに課税された税目が加入していなければ、その分の納付書は組合でなく、個人のお手元へ直接送られることになります。

あなたの場合は、固定資産税・都市計画税は納税組合に加入されていますが、市県民税は加入の手続きをされていなかったなのでその分の納付書が自宅へ届いたのです。

納税組合で納めていたのに、家を相続したら納付書が届いたのですが？

Q

去年までは、私たちは住んでいる家は父の名義でしたので、父が納税組合に加入して固定資産税を納めていました。

しかし、その父が令和元年7月に亡くなり土地と家を相続したところ、令和2年度の固定資産税の納付書が納税組合ではなく、直接私の自宅へ、私の名義と共有名義の納付書が2通届きました。私たちの家の固定資産税は、納税組合を通して納めるはずではないのでしょうか。

A

納税組合へは、**納税義務者ごとに、税目を指定して**加入することになっています。そのため、あなたのお父さんが固定資産税で納税組合に加入していたとしても、あなたが固定資産税の加入をしていなければ、相続した家の固定資産税の納付書は、納税組合ではなくあなたへ送付されるのです。

新たに課税された税目での手続きをしておらず、納付書が直接自宅へ届いた後でも加入の手続きはできますので、お早めに組合長さんへ連絡し、固定資産税の組合加入の手続き(異動届)をしてください。

また、個人名義と共有名義の納付書が2通届いているとのことですが、個人名義と共有名義は別の納税義務者となりますので、それぞれ手続きが必要となります。

なお、納税組合に**新規加入される方は、同意書**が必要となります。

納税組合加入は電話で連絡すればいいの？

Q

私は納税組合長をしているのですが、最近隣に越してきたCさんが私たちの納税組合へ加入することになりました。

市役所へは電話連絡でもいいですか？

A

納税組合への加入・脱退には、「納税貯蓄組合員・役員異動届（以下「異動届」という。）」を提出していただかなければなりません。

これは、「納税」というお金の受け渡しに関わる重大な事であるため、電話連絡のような「形」に残らない方法による手続きでは、後でトラブルが起きる原因となるからです。

そのため、組合長さんにはお手数ですが、「異動届」に記入し市役所へ提出してください。

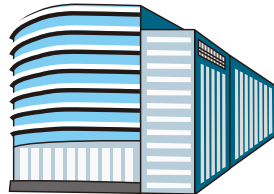
なお、提出は、郵便でも結構ですし、市役所（本庁）の他、お近くの支所・サービスセンター等へ持参されても構いません。



**加入・脱退の際は、どちらかの方法で
「異動届」をご提出ください!!**



郵送



市役所、支所、
サービスセンターへ持参

口座振替の開始時期はいつからになりますか？

Q

4月上旬に、令和2年度の固定資産税の納税通知書が届いたので、今日（4月22日）、市内の金融機関で口座振替を申し込みました。第1期分の振替（4月30日）には間に合いますか。

A

口座振替の開始時期は、金融機関で申し込んだ日の翌月下旬（ゆうちょ銀行は翌々月下旬）以後に到来する納期分からです。（詳しくはP47をご覧ください）

あなたが申し込んだのは4月ですから、固定資産税の第1期分の振替（4月30日）には間に合いません。第2期分からの振替になります。第1期分については、納税通知書により金融機関等の窓口で納付してください。金融機関や市役所での口座振替の登録等が終了すると、「口座振替開始のお知らせ」がお手元に届きますので、申し込み内容や振替開始の時期を確認してください。

なお、振替開始の時期等について不明な場合は、お申し込みの金融機関または税務課へお問い合わせください。

口座振替の金融機関を変更したいのですが？

Q

私は現在、固定資産税・都市計画税をA銀行の預金口座から振替していますが、B銀行の口座から振替えるよう変更したいのですが、どうしたらよいでしょうか？

A

振替に利用する金融機関を変更する場合は、新たに利用される金融機関の窓口で口座振替の申し込みをしていただきます。

あなたの場合は、B銀行で申し込みをしていただければ結構で、それまで利用されていたA銀行への廃止の手続きをする必要はありません。

なお、新しい金融機関で振替えられるのは、申し込まれた月の翌月（ゆうちょ銀行は翌々月）以降からです。納期に入ってから変更の申込みをしても、その納期分は変更前の金融機関から振替えられるのでご注意ください。

この場合も「口座振替開始のお知らせ」が送付されますので、内容の確認をしてください。

誤って二重に納めてしまったのですが？

Q

年度途中で口座振替を申し込んだことを忘れて、納付書でも納めてしまい二重に納税してしまいました。お金を返してもらうのに手続きは必要ですか。

A

二重納付の場合は、手続きをしなくてもお金をお返しします。(還付)
還付金の受け取りについては、還付される市税の納付方法や納税義務者の住所(住所が市内か市外か)によってその方法が異なりますので、下の表をご覧ください。また、課税額の減額更正(税額が減ること)や課税の取り消しなどによる還付も同様の方法でお返しします。

ただし、他の市税に滞納がある場合には、還付金は滞納になっている市税に充当されます。

※納め方による還付方法の種類

区 分		内 容
納付書で納付されている方	市 内 に お住まいの方	還付通知書といっしょに、過誤納還付金領収証書を送付しますので、市内にある東邦銀行各支店でお受け取りください。
	市 外 に お住まいの方	還付通知書とともに、口座振込依頼用のはがきを送付しますので、ご希望の金融機関名等を記入のうえ返送してください。 後日指定された口座へ振込みいたします。
口座振替で納付されている方		口座振替を指定している口座に振り込みます。